

改正概要説明書

国名：スイス

法令名：商標法

改正情報：2025年7月1日公布

改正概要：

1. 手続書類の送達に関する規定の整備

スイスの非居住者に対する手続書類の送達について、原則として国内に送達先が必要であることの例外として、国際法上許可されている場合等は直接送達ができる旨の規定を追加した。また、当該外国と相互主義が認められている場合の直接送達の宣言の権限についての規定を新設した（第42条(1)(2)）。

2. 生産者識別標章に関する規定の整備

ある経済分野の利益のために必要な場合は、連邦参事会は、当該分野の商品に生産者識別標章を付すべき旨を定めることができる旨の規定を新設した（第50a条）。

3. 原産地名称及び地理的表示の国際登録に関する規定の新設

- ・ 原産地名称及び地理的表示の国際登録は、原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定の2015年5月20日ジュネーブ改正協定(以下ジュネーブ法)及び第50c条～第50f条の規定に準拠することとし、原産地域がスイスの領土にある原産地名称及び地理的表示の国際登録等に関し、スイス連邦知財庁（IPI）が、スイスに関するジュネーブ法の執行について責任を負う旨の規定を新設した（第50c条）。
- ・ 原産地域がスイスの領土にある原産地名称及び地理的表示の国際登録出願の出願人適格、同国際登録の効力、手数料に関する規定を新設した（第50d条～第50f条）。

4. 商標権の侵害に関する規定の整備

被害を受けた当事者の申立により、1年を超えない拘禁又は罰金を科せられる商標権侵害行為に、「市場に出す目的で所持」を追加した（第61条(1)(b)）。

5. 商標権侵害の罰則に関する規定の整備

商標権侵害、商標の欺瞞的使用、規則に違反する証明標章又は団体標章の使用、不正な原産地名称の使用について、刑罰は、5年を超えない拘禁及び罰金の両方が併科される場合がある旨の規定を削除した（第61条(3)～第64条）。

6. 小規模貨物の国境措置に関する規定の新設

- ・ 小規模貨物については、請求人は、税関当局に対し、簡易手続により当該商品の廃棄を請求することができる旨の規定を新設した（第71条）。
- ・ 不法に商標又は原産地名称が付されている商品に関する税関手続に関し、税関当局による留置、申立人又は所有者に対する通知、当該物品の廃棄等に関する規定を整備した（第72条、第72c条、第72i条）。

改正内容：

・ **第 42 条**

外国からスイス知財庁に直接文書を送達することができるようになった。

・ **第 50a 条**

生産者識別標章に関する新設条文である。

・ **第 50c 条 - 第 50f 条**

地理的表示の国際登録に関する新設条文である。

・ **第 61 条**

(1)において、商標権の侵害に関して明確化された。

・ **第 61 条 - 第 64 条**

商標権侵害の罰則に関して明確化された。

・ **第 71 条, 第 72 条, 第 72i 条**

小規模貨物の国境措置に関して明確化された。